

登別市中小企業生産性向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・原材料費等の物価高騰及び人手不足の厳しい経営環境に直面する中小企業者等が、持続可能な経営体質の構築を目指すとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的として、生産性を向上させ構造的な賃上げの環境整備の促進を図るため、予算の範囲内において登別市中小企業生産性向上支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者のうち、登別市内（以下「市内」という。）に事業所等を有する法人又は個人をいう。
 - ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第8号までに規定する中小企業者
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - エ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - オ 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けようとするものを含む。）
 - カ その他市長が適当であると認める者
- (2) 市内本社・本店事業者 市内に本店若しくは主たる事務所の登記を有する法人又は市内に住所を有する個人をいう。
- (3) 市内支店等事業者 市内に支店、営業所その他これらに類する事業所を有する法人（市内本社・本店事業者を除く。）をいう。
- (4) 従業員数 常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定するあらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。以下同じ。）の数をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たな事業活動を行う者又は実際に事業活動を行っている者
- (2) 当該補助金による設備投資後も事業を継続する意思がある者
- (3) 補助金の交付の申請をする時点において、納期の到来した市税等について完納している者
- (4) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。ただし、スナック、バー等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく飲食店営業の許可を受けて

事業を営む者を除く。

- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を行う者でないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (9) 従業員の賃金が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項の規定により定められた北海道の地域別最低賃金の額（以下「最低賃金」という。）以上であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が生産性向上に資する設備投資を行う事業であって、人手不足の解消又は賃上げの環境整備が整う事業で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 事業の実施により、1人当たり給与支給総額の年平均成長率を1%以上増加させる環境が整うこと又は従業員がいない補助対象者は人手不足の解消が見込めること。
- (2) 既存設備を単に同等品に更新するものではないこと。
- (3) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が100万円以上の事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象事業から除く。

- (1) 第8条の規定による補助金の交付の決定前に設備導入に関する契約又は購入等を行った事業
- (2) その他市長が適当でないとする事業

3 第1項第1号において「1人当たり給与支給総額の年平均成長率」とは、次の式により算定した数値をいう。

$$\left[\frac{\text{（第11条第2項の規定による通知の日から1年後の1人当たり給与支給総額）}}{\text{（第7条の規定による交付申請時の1人当たり給与支給総額）}} - 1 \right] \times 100 \text{（\%）}$$

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要した経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 機械及び装置・システム構築費に要する別表1に掲げる経費
- (2) 据付工事費、運搬費その他導入に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。

- (1) 通常の事務活動に伴う経費（人件費、事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）
- (2) 単に経費削減を目的とした経費（LED電球への交換等）
- (3) 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善に係る経費（エアコン設置、執務室の拡大、内装工事等の改築費用、机・椅子の増設等）
- (4) 法令等で設置が義務づけられ、義務を怠っていたことによる整備の経費
- (5) リース料金

- (6) 中古品の購入費
- (7) 補助金の交付の決定前に実施した生産性向上に資する設備投資
- (8) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に別表2に定める区分に応じた補助率を乗じて得た額とし、同表に定める補助上限額を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、登別市中小企業生産性向上支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 登別市中小企業生産性向上支援補助金事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 誓約書(別記様式第3号)
- (3) 法人にあつては、履歴事項全部証明書(発行後3月以内のもの)
- (4) 個人にあつては、直近の確定申告書の写し
- (5) 見積書及び機器等仕様書
- (6) 登別市の市税等の納付状況を確認できる書類(納税証明書(未納がない証明)等)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 新たに事業活動を行う申請者は、前項第3号及び第4号に掲げる書類を第11条第1項の規定による実績報告の際に提出することができるものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適性であると認めた申請者を交付の決定の候補者(以下「適性申請者」という。)とする。

2 市長は、適性申請者の交付申請額の総額が当該年度の予算の範囲を超えた場合は、市長が別に定めるくじ引きによる抽選(以下「抽選」という。)により交付の決定(以下「交付決定」という。)を受ける者を決定するものとする。

3 市長は、抽選の結果、交付決定をした候補者に対し、速やかに登別市中小企業生産性向上支援補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が適正でないと認めた申請者及び抽選の結果、交付決定に至らなかった候補者に対し、速やかに登別市中小企業生産性向上支援補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

5 市長は、適正申請者の交付申請額の総額が当該年度の予算の範囲を超えない場合は、適正申請者に対し、速やかに登別市中小企業生産性向上支援補助金交付決定通知書により、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が適正でないと認めた申請者に対し、速やかに登別市中小企業生産性向上支援補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

6 市長は、第3項又は前項の規定による交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付することができるものとする。

(事業内容又は完了予定日の変更等)

第9条 前条第3項又は第5項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業の内容又は完了予定期日を変更しようとするときは、登別市中小企業生産性向上支援補助金変更承認申請書（別記要様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第7条第1項の規定により申請した内容の変更が軽微であつて、補助金の額に影響を及ぼさない場合又は変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日後2月以内である場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、変更を承認するときは、登別市中小企業生産性向上支援補助金変更承認兼変更交付決定通知書（別記様式第7号）により、変更を承認しないときは、登別市中小企業生産性向上支援補助金変更不承認通知書（別記様式第8号）により、その結果について交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業の実施が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第10条 交付決定者は、第7条第1項の規定により申請した内容を中止又は廃止しようとするときは、登別市中小企業生産性向上支援補助金（中止・廃止）承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、中止又は廃止を承認するときは、登別市中小企業生産性向上支援補助金（中止・廃止）承認及び交付決定取消通知書（別記様式第10号）により、中止又は廃止を承認しないときは、登別市中小企業生産性向上支援補助金（中止・廃止）不承認通知書（別記様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金額の確定）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内の日又は交付決定の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、登別市中小企業生産性向上支援補助金実績報告書（別記様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 実施した補助対象事業の内容が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告があつた場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市中小企業生産性向上支援補助金額確定通知書（別記様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求等）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市中小企業生産性向上支援補助金交付請求書（別記様式第14号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（取得財産等の管理及び処分）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産等」という。）の管理に当たっては、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに

に、補助金の交付の目的に従って効率的に運用しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過するまでの期間（以下「処分制限期間」という。）は、取得財産等を処分してはならない。ただし、登別市中小企業生産性向上支援補助金財産処分等承認申請書（別記様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けた場合はこの限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市中小企業生産性向上支援補助金財産処分等審査結果通知書（別記様式第16号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより得た収入の全部又はその一部の返還を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の施行の方法等が不相当と認められるとき。
- (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

- 2 交付決定者又は補助金の交付を受けた者は、前項又は前条第4項の規定により、市長から補助金の返還を求められたときは、市長が別に定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還するものとする。

（書類の整備）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（立入調査）

第16条 市長は、補助対象事業が適切に実施されているかを確認するため、必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該職員により当該補助金の交付を受けた者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（実施状況調査）

第17条 第11条第2項の登別市中小企業生産性向上支援補助金額確定通知書を受領した者は、事業完了の翌年度以降に市長が実施する実施状況調査に応じるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

機器装置・システム構築費	<p>①専ら補助対象事業のために使用される機械及び装置の購入に要する経費</p> <p>②専ら補助対象事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入に要する経費</p> <p>ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「機械及び装置」及び「ソフトウェア」に係る経費を対象とし、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は対象外とする。</p>
--------------	--

別表2（第6条関係）

従業員数	補助上限額	補助率	
		市内本社・本店事業者	市内支店等事業者
5人以下	100万円	2/3	1/2
6人以上20人以下	250万円		
21人以上	500万円		